



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第 1 0 号 令和 7 年 3 月 2 4 日発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 7 ※	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
3 ※	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第二十七号）

- 一 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第二十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十三第八号の1中「五十七の項」を「五十七の項の2、五十八の二の項の1（同1の(三)に掲げる場合（道路交通法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録を受ける場合及び従前の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録されている特定免許情報の抹消を受けることなく新たな個人番号カードの交付を受けたことに伴い当該新たな個人番号カードに特定免許情報を記録する場合を除く。）に限る。）」に、「から五十九の五の項まで」を「（道路交通法第一百五十五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の再交付を除く。）」、五十九の四の項（同法第一百五十五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に同条第四項の規定による運転経歴情報の記録を受ける場合を除く。）、「五十九の五の項、五十九の六の項」に、「道路交通法」を「同法」に、「の規定に基づく」を「又は第十四号の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳 島 県 警 察 本 部

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四生活環境政策課の国際交流室の項課長の欄第十号の2及び5中「の作成」を「（電磁的方法による記録を行うものに限る。）の作成に必要となる情報の送信及び当該作成された一般旅券の確認並びに一般旅券（電磁的方法による記録を行うものを除く。）の作成」に改める。

別表第十二交通部交通企画課の項課長等の欄第一号中「及び七十八の三の項」を「七十八の三の項の事務及び七十八の四の項」に改め、同表交通部運転免許課の阿南分室の項課長等の欄第一号及び交通部運転免許課の阿波分室の項課長等の欄第一号中「第一種運転免許に係る免許証の」を「同項の1の(一)の(1)に規定する交付（普通自動車免許に係る）」、「同項の1の(一)に掲げる場合に行うもの（同(一)に規定する者に対する交付を除く。）」を「道路交通法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける者（以下この号において「技能検定免除者」という。）に係るものに限る。」及び同1の(二)に掲げる場合に行う交付」に、「五十九の項の1の事務、五十九の三の項の事務」を「五十八の二の項の事務（同項の1の(一)の(1)に規定する記録（普通自動車免許に係る記録であつて、技能検定免除者に係るものに限る。）並びに同1の(二)及び(三)に掲げる場合に行う記録並びに同項の2の(一)に規定する書換え（同法第百六条の四第二項の規定による書換えに限る。）に限る。）」、「五十九の項の事務（同項の1の(二)及び(三)、同項の2の(三)並びに同項の3の(三)に掲げる場合に行うものに限る。）」、「五十九の三の項の事務、五十九の四の項の事務」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年三月二十四日から施行する。